

市 町 村 税 の 概 況

市町村税の概況は、「平成17年度地方財政状況調査」、「平成18年度市町村税の課税状況等の調」及び「平成18年度固定資産の価格等の概要調書等報告書」等の資料に基づいてとりまとめた。

一 平成17年度決算状況

- 1 市町村税は、国民健康保険税を除く収入総額が2,853億1千3百万円で、前年度の収入総額と比べて39億4千5百万円の増、前年度比で101.4%となった。

これは、個人住民税について配偶者特別控除(控除対象配偶者分)の廃止や均等割における納税義務を有する夫と生計を一にする妻に対する非課税措置の廃止(平成17年度は2分の1で課税)等により個人均等割が前年比16.2%の増、個人所得割が前年比4.0%の増となったこと、また、固定資産税について、土地が地価下落の影響により前年度比1.2%減となったものの、家屋の新陳代謝により家屋が前年度比3.1%増になったことが要因となっている。

- 2 徴収率は、調定総額3,126億円に対し91.3%であり、前年度に比べ0.2ポイント上昇した。徴収率が前年度を上回ったのは平成3年度以来であるが、引き続き低い水準で推移している。

これを主な税目別に見ると、市町村民税について0.5ポイント上昇、軽自動車税で0.4ポイント下落、目的税(入湯税、事業所税、都市計画税)で0.1ポイント下落、固定資産税では同率となっている。

(1 財政概要編 2 平成17年度普通会計決算状況(市町村)参照)

- 3 標準税率超過収入額は33億9千8百万円であり、このうち市町村民税法人税割に係る分は、23億5千7百万円で全体の69.4%を占め、前年度に比べ2.2ポイント下回った。
- 4 税収入総額に対する税目別の構成比は、第1表のとおりである。市町村民税が36.9%、純固定資産税が50.8%で、両税を合わせると全体の87.7%を占めている。次いで、都市計画税4.7%、市町村たばこ税4.4%、軽自動車税1.5%となっている。

二 平成18年度の課税状況

- 1 市町村税の税率の採用状況は、第3表及び第5表のとおりである。

超過課税実施団体は、市町村民税法人均等割14、同法人税割43、固定資産税12となっている。
(法人均等割、法人税割は不均一課税団体を含む)

- 2 個人市町村民税の課税状況は、第4表及び第6表のとおりである。

納税義務者総数は、1,101,129人であり、前年度に比べ77,707人、7.6%増加している。

納税義務者のうち給与所得者は815,576人で全体の74.1%を占め、前年度より10,280人増加している。

また、納税義務者の県人口(平成17年度末住民基本台帳人口)に対する割合は50.3%である。

所得割の納税義務者は、964,840人であり前年度に比べ65,589人、7.3%増加し、総所得金額等は2兆8,579億1千8百万円で前年度に比べ額で930億3千2百万円、率で3.4%増加している。

所得控除額は1兆788億1千2百万円であり、前年度に比べ76億9千9百万円、0.7%増加し、所得割額は774億9千4百万円で前年度の所得割額に比べ66億3千4百万円、9.4%増加している。

納税義務者総数等の増加は、65歳以上の者に係る非課税措置の廃止等税制改正の影響が大きい。

3 固定資産の価格等の推移及び固定資産税の課税状況は第7表から第10表のとおりである。

全県の土地の評価総地積は、平成18年1月1日現在47億3千9百万㎡で、前年度に比べ6百万㎡減少した。決定価格は、評価替え及び地価下落を反映した宅地の下落修正を行った結果、全体で9兆5,404億2千9百万円で、前年度に比べ6,351億5千4百万円、6.2%減少した。

また、課税標準額(法定免税点以上のもの。以下同じ。)については、負担水準が一定レベルに達した市町村が多いため、3兆5,841億5千9百万円で、前年度に比べ115億3千3百万円、0.3%の微減となった(概要調書ベース)。

次に、平成18年1月1日の全県の家屋の床面積は180,233,230㎡で、家屋の新陳代謝により前年度に比べ1,055,180㎡、0.6%増加した。法定免税点以上の家屋に係る課税標準額は、4兆4,477億2千4百万円で、評価替えに伴う経年減価により前年度に比べ4,659億6千3百万円、9.5%減少した(概要調書ベース)。

また、平成18年1月1日の全県の償却資産の課税標準額は2兆1,587億3千3百万円(県課税分を含む。)で、前年度に比べ297億9千2百万円、1.4%増加した。価格等の決定者別に前年度と比較すると、市町村長決定分が1.6%の減少、知事決定分が4.3%の増加、総務大臣決定分が5.7%の増加となっている(概要調書ベース)。

三 税制改正の概要

平成18年度の税制改正においては、新しい時代を展望しながら、持続可能で活力のある、安心・安全な社会を構築するといった視点を重視し、広範な構造改革を更に一層強力で推進していく必要があることから、税制面でも抜本的な改革の一步と位置づけられた。真の地方分権を推進し、地方自治の確立を図るための「三位一体の改革」により、所得税から個人住民税への3兆円規模の本格的な税源移譲が実施された。

定率減税については、平成17年度に半減されたところであるが、平成18年度においては、経済状況の改善等を踏まえ廃止された。また、土地に係る固定資産税については、平成9年度から負担水準の均衡化が進められたが、依然としてばらつきが残っていることを踏まえ、負担水準が低い宅地について、課税の公平の観点から均衡化を促進する措置が講じられた。

税源移譲

個人住民税所得割税率のフラット化

	改正前		改正後
課税所得	~200万円	5% (市町村3% 県2%)	一律10% (市町村6% 県4%)
	200万円超~700万円	10% (市町村8% 県2%)	
	700万円超~	13% (市町村10% 県3%)	

平成19年度分から適用

平成18年度は、所得譲与税により3兆94億円(市町村分8,300億円)の税源移譲を実施
譲与額は、平成17年度譲与額分と上乘せ分とし、上乘せ分は平成17年度の市町村民税の納税義務者数、課税総所得金額を用いて算出した税源移譲見込額であん分した額

定率減税の廃止

改正前	改正後
個人住民税所得割額の 7.5%相当額	廃止
〔7.5%相当額が2万円を 超える場合は、2万円〕	平成19年度分から適用

その他の改正

1 個人住民税

所得割の分離課税に係る個人住民税の税率割合等の改正

(例示)	改正前	改正後
株式等譲渡所得割	市町村民税 3.4% 県民税 1.6%	市町村民税 3% 県民税 2%
配当割・株式等所得割の 交付割合	100分の68	5分の3 19年度分から適用

地震保険料控除

損害保険料控除を改組し、地震保険料控除を創設する。(地震保険料の2分の1、上限2万5千円) 平成20年度分から適用

非課税限度額の引下げ

	改正前	改正後
所得割	所得金額 35万円×家族数+加算額 35万円	<u>32万円</u>
均等割	所得金額 35万円×家族数+加算額 22万円	<u>21万円</u>

2 固定資産税

土地にかかる固定資産税の税負担の調整措置の見直し

(1) 商業地等の課税標準額

負担水準	改正前	改正後
0~60%	負担水準に応じて	前年度課税標準額+評価額×5%……A
	前年度課税標準額×1.025~1.15	Aが評価額×60%を越の場合 60%
		Aが評価額×20%を未済の場合 20%

負担水準 = 前年度課税標準額 / 当該年度の評価額。平成18年度から20年度において適用

(2) 住宅用地の課税標準額

負担水準	改正前	改正後
0~80%	負担水準に応じて	前年度課税標準額+評価額×特例率×5%……A
	前年度課税標準額×1.025~1.15	Aが評価額×特例率×80%を越の場合 80%
		Aが評価額×特例率×20%を未済の場合 20%

負担水準 = 前年度課税標準額 / (当該年度の評価額×特例率)

特例率は小規模住宅用地 1/6、一般住宅用地 1/3。平成18年度から20年度において適用

3 市町村たばこ税

		改正前	改正後
旧3級品以外	1,000本につき	2,977円	3,298円
旧3級品		1,412円	1,564円

平成18年7月1日から適用